

全 住 協 第 3 2 5 号
平成 3 1 年 1 月 2 5 日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事 務 局 長 米 山 篤 史

住宅瑕疵担保履行法に基づく諸手続に関するアンケート調査のご依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、国土交通省住宅生産課では、住宅瑕疵担保履行法の供託及び保険に係る基準日届について、宅建事業者又は建設事業者が手続きに要する時間や手間に関するアンケート調査を行うことといたしました。

つきましては、ご多忙の折り恐縮に存じますが、別紙をご参照の上、下記3のWEBアンケートフォームからご回答くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 調 査 名 住宅瑕疵担保履行法に基づく諸手続に関するアンケート調査
2. 提出期限 平成31年2月4日（月） 15：00までに下記3のURLからご回答ください。
3. U R L <https://mlit.kxnet.jp/jigyo/>
アクセスID : renew パスワード : official
4. 問合せ先 国土交通省 住宅局住宅生産課
住宅瑕疵担保対策室 （担当 高橋様）
TEL 03-5253-8111（内線39444）
5. 本件についての全住協の問合せ先
（一社）全国住宅産業協会 担当 岩脇 TEL 03-3511-0611

以 上

住宅瑕疵担保履行法に基づく諸手続に関するアンケート調査

【調査の趣旨とご協力のお願い】

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律では、年2回（毎年3月31日及び9月30日）の基準日ごとに、資力確保措置の実施状況について所管行政庁に届け出ることとしています。

この届出につきまして、国土交通省では、手続きに要する事業者の作業時間の削減に向けた検討を進めているところであり、本調査を通じ、事業者の皆様への届出手続の実態やご意見等をお聞かせいただきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【回答上のお願い】

1. 原則、届出書類作成のご担当者（実務者）にご回答いただくようお願いいたします。
2. 後日、記入内容について確認させていただく場合がございます。
3. お答えいただいた内容は統計的な情報として処理され、個別の事業者が特定されるような情報として開示することはありません。
4. 回答は、平成30年3月31日及び9月30日の基準日に係る作業についてお答えください。
5. 回答方法については、各設問の説明に従って、項目を選択していただくか、数字又はご意見等をご記入ください。
6. 講じた行政手続コスト削減策の効果を測定するため、来年度も継続調査を行うこととしています。今回調査にご協力いただきました事業者様には、2019年度も同様の調査を依頼させていただくことを予定しております。ご多用の折にお手数をおかけしますが、何卒よろしくお願いいたします。